

平成19年度
商標出願動向調査報告書

- 我が国で保護されない態様の標章の海外における
商標出願・登録状況に関する調査 -
(要約版)

< 目次 >

第1章	調査の概要.....	1
第2章	非伝統的商標の出願・登録動向.....	3
第3章	外国諸国の非伝統的商標の出願・登録実態.....	18
第4章	非伝統的商標の今後の出願動向の分析.....	20

平成20年1月

特許庁

問い合わせ先
特許庁総務部企画調査課 技術動向班
電話：03 - 3581 - 1101 (内線2165)

第1章 調査の概要

第1節 調査目的

商業取引の多様化・国際化に伴い、商標権の保護は一国の領域内だけの保護では十分ではなくなっており、商標制度の国際的調和の重要性がますます高まっている。しかしながら、主要国間においても、商標制度の実体的側面において依然として幾つかの差異が存在しており、諸外国では既に採用していながら、我が国では未だ採用していない制度の一つに、音響、ホログラム等の商標の保護がある。これらの我が国では商標制度で保護をしていない商標に関しては、欧米諸国・機関においては商標制度の下で保護対象としており、台湾をはじめとするアジア諸国においても一部は保護対象となっている。

また、これらの商標については、昨今、世界知的所有権機関に設置された商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会 (Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications) (以下「SCT」という。)でも取り上げられている。

そこで、各国・機関におけるこれらの商標の出願・登録事例・動向等について、網羅的かつ詳細な調査を行う。

これらの状況を把握することは、商標制度の実体的調和の観点からの検討に用いる基礎資料を整備する上で必要である。また、企業活動等においても、商標出願戦略、ブランド戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第2節 調査分析方法

1. 調査対象国・機関

我が国の商標制度で保護をしていないタイプの商標を多く商標制度の下で保護している主要な国・機関である米国、イギリス、ドイツ、フランス、欧州共同体商標意匠庁(以下「OHIM」という。)、オーストラリア及び、2003年に色彩のみからなる商標、音響商標の保護を開始した台湾とする。また、2007年7月から色彩のみからなる商標、動く商標、ホログラム商標等を商標制度における保護を開始している韓国については、可能な限り調査する。

2. 調査対象の商標(非伝統的商標)

現在、我が国で商標としての保護が認められていない態様であるが、1.の対象国・機関では商標として保護対象となっている、音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、匂い商標、動く商標、位置商標、ジェスチャー(あるいはパントマイム)商標、トレードドレス、味覚商標、触覚商標、その他の非伝統的商標を対象とする。

3. 調査対象期間

米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM、オーストラリアについては、1994年から2006年における出願及び登録とする。台湾における出願については2003年から2006年における出願及び登録とする。

4. 調査方法

本調査は、特許庁からの請負により、トムソンコーポレーション株式会社トムソンブランディ事業部が実施した。調査方法としては、主に米トムソンコーポレーション・グループのThomson CompuMarkの提供するSAEGIS、TrademarkScanのシステム及びデータ、補助的に各国のIPDLを用いて調査を行い、台湾、韓国については、現地代理人により調査を行った。なお、上記商用データベースを利用した案件の抽出にあたっては、非伝統的商標の多くについて調査対象国・機関はカテゴリー別に登録及び公開をしているものではなく、また、非伝統的商標の多くについて世界的に統一された定義があるものではないことから、抽出にあたっては、非伝統的商標ごとに出願書類の商標の説明等に記載されると想定し得るキーワード(例"sound")を用いてシステムティックにデータ抽出し、抽出された全件につき、書誌情報の説明及び商標見本イメージを目視で精査しピックアップする方法を採った。その他の留意点は以下に示す。

- ・本調査において出願件数、登録件数はすべて1出願でカウントした。
- ・出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、イギリスとはイギリス知的財産庁、ドイツとはドイツ特許商標庁、フランスとはフランス特許庁、オーストラリアとはオーストラリア特許庁、台湾とは台湾智慧財産局、韓国とは韓国特許庁への出願を示す。
- ・出願人国籍とは出願人、登録名義人の国籍を示し、出願人国籍が欧州とは、出願人の国籍がEU加盟国の27カ国である場合とし、出願人国籍がその他欧州とは本調査対象国であるイギリス、フランス、ドイツ以外のEU加盟国の24カ国とした。
- ・本調査は、2007年9月に抽出したデータに基づくものである。

第2章 非伝統的商標の出願・登録動向

第1節 調査対象国・機関（全体）

1. 非伝統的商標の出願・登録状況

6カ国・1機関（米国、OHIM、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、台湾）における1994年から2006年までの非伝統的商標の出願・登録状況を表1-1に示す。

出願件数の多い順に、色彩のみからなる商標（1,311件）、位置商標（1,212件）、音響商標（726件）である。また、登録件数の多い順に色彩のみからなる商標（709件）、位置商標（679件）、音響商標（447件）である。

視認することができる商標については、色彩のみからなる商標、位置商標、トレードドレス、ホログラム、動く商標、トレーサーマーク、ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標の順に出願件数が多い。一方、視認することができない商標については、音響商標、触覚商標、匂い商標、味覚商標の順に出願件数が多い。

なお、フランスについては登録件数を公表していないため、公告件数を集計した。一つの商標であっても複数の異なるタイプに該当する場合には重複してカウントした。

表1-1 6カ国・1機関における非伝統的商標の出願件数・登録件数
（1994年～2006年合計）

		件数			件数
音響	出願	726	ジェスチャー（あるいはパントマイム）	出願	2
	登録	447		登録	1
色彩のみ	出願	1,311	トレードドレス	出願	290
	登録	709		登録	152
ホログラム	出願	177	味覚	出願	1
	登録	141		登録	0
匂い	出願	39	触覚	出願	49
	登録	21		登録	30
動き	出願	106	トレーサーマーク	出願	22
	登録	64		登録	21
位置	出願	1,212	合計	出願	3,935
	登録	679		登録	2,265

位置、色彩のみについては重複件数を含む。

2. 非伝統的商標と指定区分の傾向

代表的な非伝統的商標の登録がされている国際分類の区分の傾向を表 1-2～1-5 に示す。

音響商標の 1994 年から 2006 年までの登録（447 件）について、指定されている国際分類の区分の数（以下「指定区分数」という。）の総数は 1,140 件である。指定区分数の多い区分順に、第 9 類（170 件）、第 41 類（131 件）、第 38 類（130 件）である。

ホログラム商標の 1994 年から 2006 年までの登録（141 件）について、指定区分数の総数は 344 件である。指定区分数の多い順に、第 41 類（28 件）、第 16 類（27 件）、第 35 類（22 件）である。

匂い商標の 1994 年から 2006 年までの登録（21 件）における指定区分数の総数は 34 件である。指定区分数の多い順に、第 3 類と第 16 類（8 件ずつ）、第 4 類（5 件）、第 18 類と第 28 類と第 42 類（2 件ずつ）である。

動く商標の 1994 年から 2006 年までの登録（64 件）における指定区分数の総数は 150 件である。指定区分数の多い順に、第 9 類（20 件）、第 3 類（17 件）、第 38 類と第 42 類（13 件ずつ）である。

表 1-2 音響商標の登録に関する指定区分
（上位ランキング）

順位	国際分類	登録区分数
1位	9類	170
2位	41類	131
3位	38類	130
4位	35類	96
5位	42類	80

表 1-3 ホログラム商標の登録に関する指定区分
（上位ランキング）

順位	国際分類	登録区分数
1位	41類	28
2位	16類	27
3位	35類	22
4位	3類	21
5位	9類	20

表 1-4 匂い商標の登録に関する指定区分
（上位ランキング）

順位	国際分類	登録区分数
1位	3、16類	8
3位	4類	5
4位	18、28、42類	2

表 1-5 動く商標の登録に関する指定区分
（上位ランキング）

順位	国際分類	登録区分数
1位	9類	20
2位	3類	17
3位	38、42類	13
5位	41類	12

第2節 音響商標

音響商標については、米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM、オーストラリア及び台湾において、出願・登録がされている。

出願件数については、米国、ドイツの順で多く、他の国・機関の出願件数を大きく引き離している。登録件数については、出願件数と異なり、ドイツが最も多く、次いで米国である。また、どの国・機関においても母国（OHIMについては欧州）からの出願が多いが、すべての国・機関に対して米国を出願人国籍とする出願・登録がある。わずかながら日本からも1件ずつ、米国、OHIM及び台湾に出願・登録がある。登録率については、ドイツの登録率が最も高く98%であるが、登録率が最も低い台湾においては29%である。登録（公告¹）における指定区分数については、4ヶ国・1機関において第9類が最も多く、2ヶ国においては第41類が最も多い。

1. 米国

音響商標の出願の総数は332件であり、登録の総数は147件である。他国と比べて出願件数及び登録件数ともに非常に多いのが特徴である。

出願については、1990年代と比較すると2001年以降の出願件数が多くなっており、2004年及び2005年は40件を超えている。登録については、1990年代は10件以下であるが、2001年から2005年までは20件前後を推移している。この間の登録までの平均期間は720日で、登録率は44%である。米国国籍の音響商標の登録は85%（125件）である。登録における指定区分数は第41類（42件）、第38類（38件）、第9類（23件）の順に多い。

図2-1 米国における音響商標の出願件数及び登録件数の推移

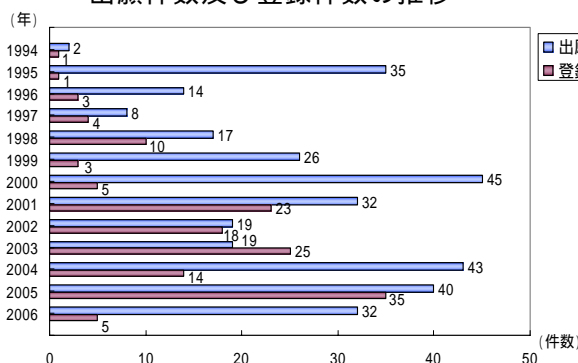


図2-2 米国における音響商標の登録件数の国籍別割合(1994年～2006年合計)

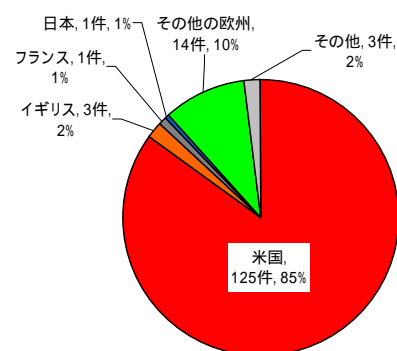


表2-1 米国における音響商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	2	35	14	8	17	26	45	32	19	19	43	40	32	332
登録	1	1	3	4	10	3	5	23	18	25	14	35	5	147

¹ フランスは登録件数を公表していないため公告件数

2. ドイツ

音響商標の出願の総数は179件であり、登録の総数は176件である。出願については、1995年に開始されている。1995年に56件、1996年に38件と多くの音響商標が出願されていたが、その後は、1997年以降毎年10件前後の出願件数で落ち着いている。登録については、1995年以降毎年継続して行われているが、1997年に79件登録されている以外は、20件未満を推移している。この間の登録までの平均期間は435日で、登録率は98%である。登録についてはドイツ国籍が89%(158件)である。登録における指定区分は第9類(106件)、第38類(67件)、第41類(57件)の順に多い。

図 2-3 ドイツにおける音響商標の出願件数及び登録件数の推移

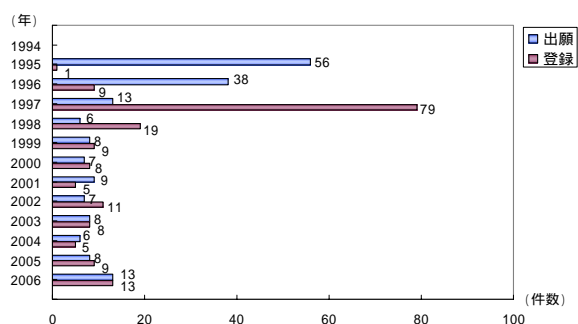


図 2-4 ドイツにおける音響商標の登録件数の国籍別割合 (1994年～2006年合計)

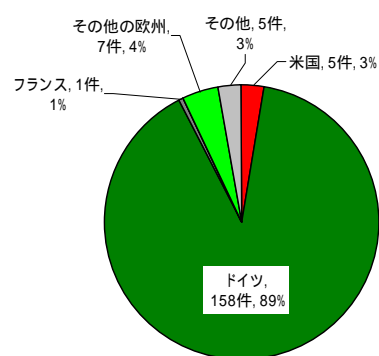


表 2-2 ドイツにおける音響商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願		56	38	13	6	8	7	9	7	8	6	8	13	179
登録		1	9	79	19	9	8	5	11	8	5	9	13	176

第3節 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標については、調査対象国・機関のうち、米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM、オーストラリアにおいて、出願・登録がされているが、台湾においては出願のみである。出願件数については、OHIM、米国、フランスの順で多く、他の国の出願件数を大きく引き離している。登録（公告）件数については、出願件数と異なり、フランス²が最も多く、次いで米国、OHIMの順である。登録率については、ドイツが最も高く 93%の登録率である。また、OHIMの登録率は 19%であり、米国の 54%と比べて低い。どの国・機関においても母国（OHIMについては欧州）からの出願が多いが、すべての国・機関に対して米国を出願人国籍とする出願・登録がある。登録（公告）における指定区分数については、最も多い区分にばらつきがあるものの、2ヶ国において第9類が最も多い。オーストラリアでは役務（第35類、第39類）が最も多い。

1. 米国

色彩のみからなる商標の出願件数の総数は 362 件であり、登録件数の総数は 194 件である。出願については、平均 30 件程度の出願が毎年されている。登録については、年により差が大きい毎年登録されている。2000 年代に入ってから、二桁の登録が続いている。この間の登録までの平均期間は 963 日で、登録率は 54%である。米国国籍の色彩のみからなる商標の登録は 86%（166 件）である。登録における指定区分数は第 6 類（27 件）、第 5 類（24 件）、第 9 類（18 件）の順に多い。

図 3-1 米国における色彩のみからなる商標の出願件数及び登録件数の推移

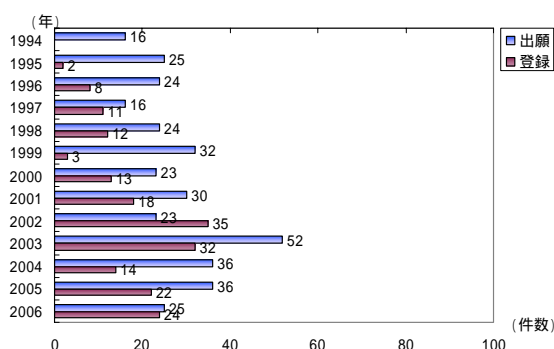


図 3-2 米国における色彩のみからなる商標の登録件数の国籍別割合(1994年～2006年合計)

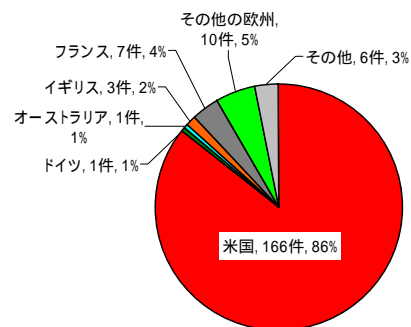


表 3-1 米国における色彩のみからなる商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	16	25	24	16	24	32	23	30	23	52	36	36	25	362
登録		2	8	11	12	3	13	18	35	32	14	22	24	194

² フランスは登録件数を公表していないため公告件数

2. 欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)

色彩のみからなる商標の出願件数の総数は423件であり、登録件数の総数は80件である。欧州共同体商標制度は1996年に開始しており、出願については、1996年以降40件程度の出願が行われており、2005年には72件に上っている。登録については、1997年以降毎年20件未満にとどまっており、0件の年もある。この間の登録までの平均期間は1043日で、登録率は19%である。色彩のみからなる商標の登録については、32% (25件) が米国国籍であり、次いでドイツ国籍が26% (21件)、フランス国籍が14% (11件)、イギリス国籍が5% (4件) である。欧州各国国籍の登録は64%である。登録における指定区分は第16類 (17件)、第7類と第42類 (13件ずつ)、第35類 (10件) の順に多い。

図 3-3 CTM における色彩のみからなる商標の出願件数及び登録件数の推移

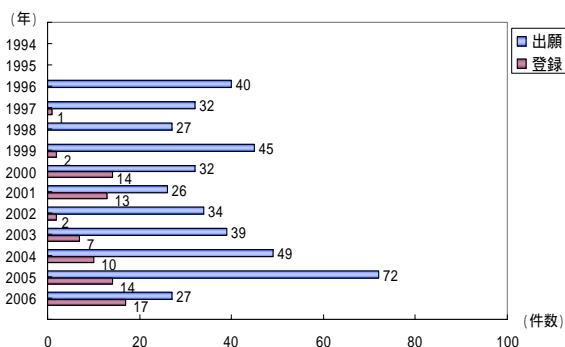


図 3-4 CTM における色彩のみからなる商標の登録件数の国籍別割合(1994年～2006年合計)

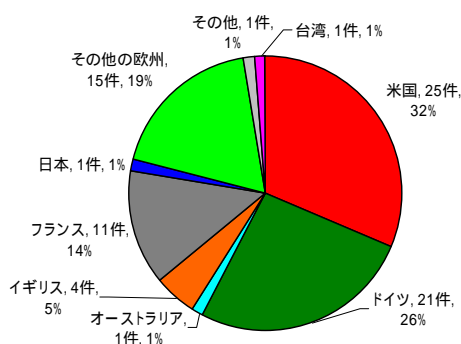


表 3-2 CTM における色彩のみからなる商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願			40	32	27	45	32	26	34	39	49	72	27	423
登録				1		2	14	13	2	7	10	14	17	80

第4節 ホログラム商標

ホログラム商標については、調査対象国・機関のうち、米国、OHIM、イギリス、ドイツ、フランス及びオーストラリアにおいて、出願・登録がされている。

出願件数については、フランスにおいて 99 件出願されており、次いで米国が 42 件、OHIM が 25 件である。登録（公告）件数については、フランスの 96 件³に次いで、米国が 25 件となっている。登録率については、イギリスとドイツの登録率が最も高く 100%であるが、登録率が最も低いOHIMにおいては 40%である。ほとんどの国・機関において母国（OHIMについては欧州）からの出願が多いが、オーストラリアではイギリスを出願人国籍とする出願・登録が母国からよりも多い。登録（公告）における指定区分数については、一番多い区分にばらつきがあるものの、第 16 類、第 3 類が一番多い国が 2ヶ国ずつある。

1. フランス

ホログラム商標の出願の総数は 99 件であり、公告の総数は 96 件である。出願については、年により差があるが 1 年ごとに 4 件から 13 件の範囲で毎年継続して出願がされている。公告件数については、出願件数に応じて増減をしている。公告された商標（99 件）のステータスを調べた結果、CANCELLED MARKの件数（拒絶・却下・取下件数）が 9 件あった。公告件数の 97%（93 件）がフランス国内からである。公告における指定区分数は第 41 類（26 件）、第 35 類（21 件）、第 42 類（16 件）の順に多い。

図 4-1 フランスにおけるホログラム商標の出願件数及び公告件数の推移

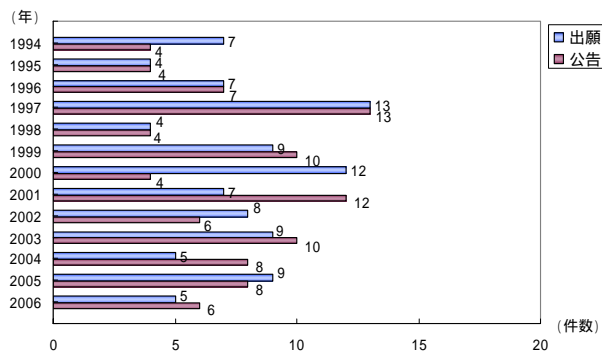


図 4-2 フランスにおけるホログラム商標の公告件数の国籍別割合（1994 年～2006 年合計）

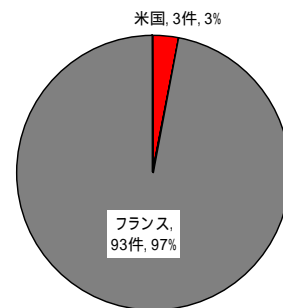


表 4-1 フランスにおけるホログラム商標の出願件数及び公告件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	7	4	7	13	4	9	12	7	8	9	5	9	5	99
公告	4	4	7	13	4	10	4	12	6	10	8	8	6	96

³ フランスは登録件数を公表していないため公告件数

2. 米国

ホログラム商標の出願の総数は42件であり、登録の総数は25件である。出願については、2000年を除いて毎年出願があるが、10件未満を推移している。登録については、1995年から年に1件から3件の登録となっているが、1998年には8件である。この間の登録までの平均期間は748日で、登録率は60%である。登録については、76%（19件）が米国を出願人国籍としており、次いで16%（4件）がフランス国籍である。登録における指定区分数は第16類（11件）、第3類（6件）、第25類（3件）の順に多い。

図 4-3 米国におけるホログラム商標の出願件数及び登録件数の推移

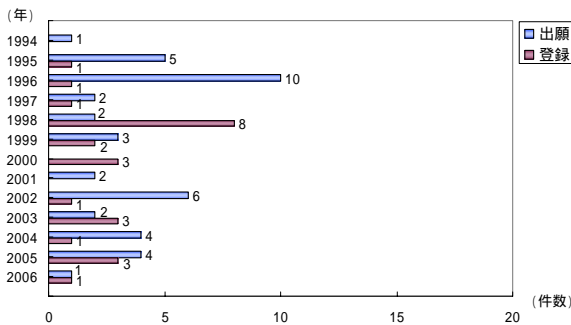


図 4-4 米国におけるホログラム商標の登録件数の国籍別割合（1994年～2006年合計）

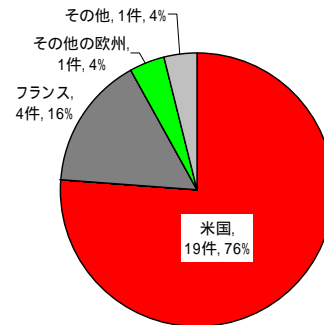


表 4-2 米国における位置商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	1	5	10	2	2	3		2	6	2	4	4	1	42
登録		1	1	1	8	2	3		1	3	1	3	1	25

第5節 匂い商標

匂い商標については、調査対象国・機関のうち、米国、OHIM、イギリス、ドイツ、フランス及びオーストラリアにおいて、出願・登録がされている。

出願件数については、米国、OHIMの順で多く、特に米国が他の国・機関の出願件数を大きく引き離し20件を超えている。登録件数についても、米国が多く13件であり、次いでフランスが5件⁴、OHIMの登録は1件にとどまっている。登録率については、イギリスが最も高く67%の登録率であるが、ドイツとオーストラリアにおいては0%である。どの国・機関においても母国（OHIMについては欧州）からの出願が多いが、オーストラリアでは香港を出願人国籍とする出願のみである。登録（公告）における指定区分数については、1国・1機関において第28類が最も多い。

1. 米国

匂い商標の出願の総数は22件であり、登録の総数は13件である。出願については、0件から6件を推移している。登録については、ほとんどの年が0件であるが、出願に応じて1件から6件登録されている。この間の登録までの平均期間は910日で、登録率は59%である。米国における匂い商標は、米国国内からの登録が92%（12件）である。他国からの出願はドイツを出願人国籍とするもののみである。

図 5-1 米国における匂い商標の出願件数及び登録件数の推移

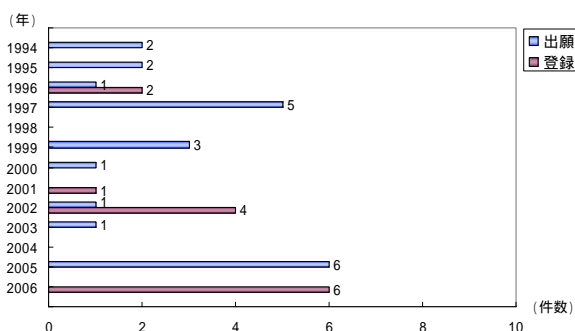


図 5-2 米国における匂い商標の登録件数の国籍別割合（1994年～2006年合計）

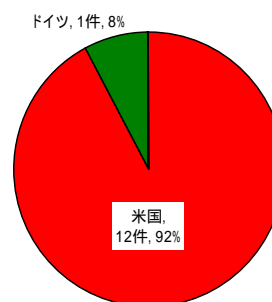


表 5-1 米国における匂い商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	2	2	1	5		3	1		1	1		6		22
登録			2					1	4				6	13

⁴ フランスは登録件数を公表していないため公告件数

第6節 動く商標

動く商標については、調査対象国・機関のうち、米国、イギリス、ドイツ、OHIM及びオーストラリアにおいて、出願・登録がされている。

出願件数については、総じて50件未満であるが、米国、OHIMにおいて30件を超えており、次いでドイツが21件である。登録件数については、米国の20件に次いで、ドイツが19件となっている。登録率については、ドイツが最も高く90%の登録率であるが、登録率が最も低いOHIMにおいては40%であった。どの国・機関においても母国（OHIMについては欧州）からの出願が多いが、母国以外からは米国を出願人国籍とする出願・登録が比較的多い。登録（公告）における指定区分数については、一番多い区分にばらつきがあり、1国・1機関において第9類が一番多く、そのほか、第29類、第30類、第38類等がある。

1. 米国

動く商標の出願の総数は36件であり、登録の総数は20件である。出願については、継続して平均して毎年3件程度の出願がある。登録件数が0件の年もあるが、平均して毎年2件程度登録されている。この間の登録までの平均期間は830日で、登録率は56%である。登録については、米国国籍が100%（20件）である。登録における指定区分数は、第9類（8件）、第41類（5件）、第42類（3件）の順に多い。

図 6-1 米国における動く商標の出願件数及び登録件数の推移

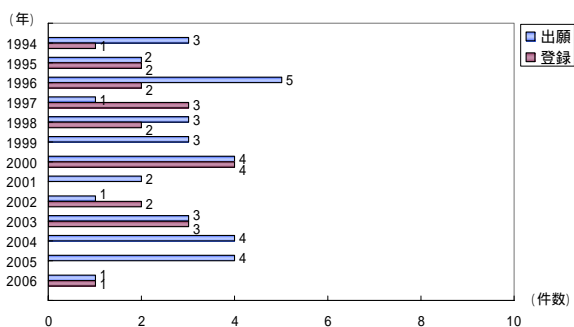


図 6-2 米国における動く商標の登録件数の国籍別割合（1994年～2006年合計）

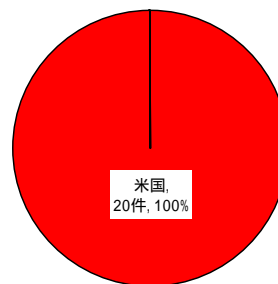


表 6-1 米国における動く商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	3	2	5	1	3	3	4	2	1	3	4	4	1	36
登録	1	2	2	3	2		4		2	3			1	20

2. ドイツ

動く商標の出願件数の総数は 21 件であり、登録件数の総数は 19 件である。ドイツでは、1995 年より、多くのタイプの非伝統的商標が登録商標として保護される商標制度を開始している。出願については、1 年ごとの出願件数は総じて 10 件未満であるが、2001 年以降継続して出願されている。登録については、2002 年以降 2 件から 6 件登録されている。この間の登録までの平均期間は 200 日で、登録率は 90% である。登録については、出願とほぼ同様にドイツ国籍が 74% (14 件)、イギリス、ドイツ、フランス以外の欧州各国国籍が 21% (4 件)、日本国籍が 5% (1 件) である。ドイツ国籍を含む欧州各国国籍の出願件数及び登録件数は、90% を超えている。登録における指定区分数は第 3 類 (14 件)、第 1 類 (6 件)、第 5 類 (5 件) の順が多い。

図 6-3 ドイツにおける動く商標の出願件数及び登録件数の推移

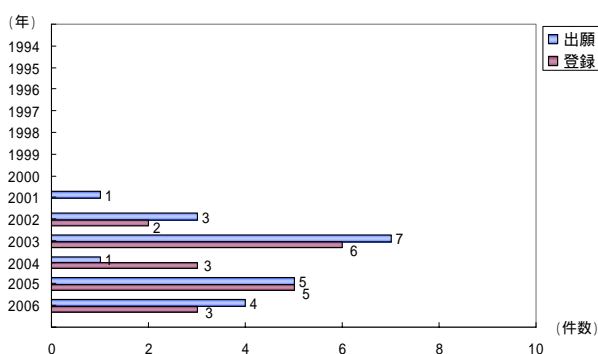


図 6-4 ドイツにおける動く商標の登録件数の国籍別割合 (1994 年～2006 年合計)

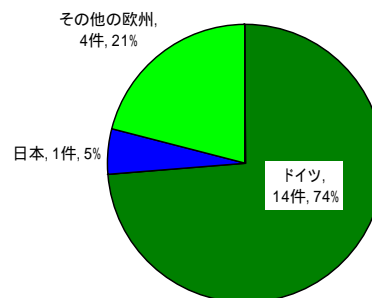


表 6-2 ドイツにおける動く商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願								1	3	7	1	5	4	21
登録									2	6	3	5	3	19

第7節 位置商標

位置商標については、米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM 及び台湾において、出願・登録がされている。

出願件数については、米国が一番多く、他の国・機関の出願件数を大きく引き離している。次いで OHIM である。登録件数についても米国が最も多く、次いで OHIM である。登録率については、ドイツが最も高く 94%の登録率であるが、登録率が最も低い台湾においては 15%である。どの国・機関においても母国（OHIM については欧州）からの出願が多いが、米国以外の国・機関においては欧州各国を出願人国籍とする出願が多い傾向にある。すべての国・機関に対して米国とドイツを出願人国籍とする出願・登録がある。

1. 米国

位置商標の出願件数の総数は 889 件であり、登録件数の総数は 523 件である。出願については、毎年 40 件以上の出願がされており、70 件以上の出願がされている年が 8 年もある。登録については、年により件数に幅があるが、毎年二桁登録されており、2000 年以降は 40 件前後の登録件数である。この間の登録までの平均期間は 857 日で、登録率は 59%である。米国国籍の位置商標の登録は 87%（459 件）である。

図 7-1 米国における位置商標の出願件数及び登録件数の推移

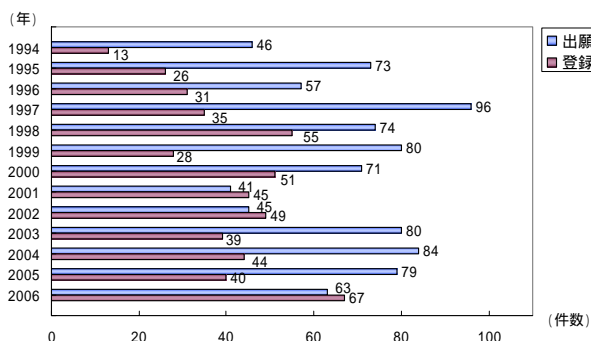


図 7-2 米国における位置商標の登録件数の国籍別割合（1994 年～2006 年合計）

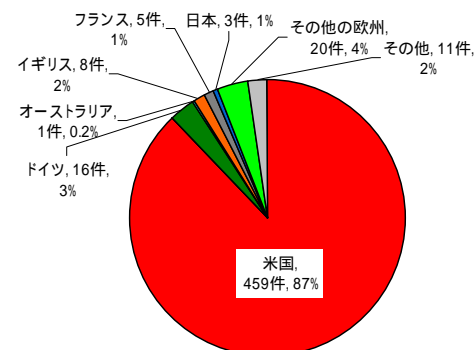


表 7-1 米国における位置商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	46	73	57	96	74	80	71	41	45	80	84	79	63	889
登録	13	26	31	35	55	28	51	45	49	39	44	40	67	523

2. 欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)

位置商標の出願件数の総数は 140 件であり、登録件数の総数は 61 件である。1996 年から欧州共同体商標出願の受付が開始されている。1990 年代は 10 件以下であったが、2000 年代には出願件数は徐々に増加し、10 件を超えるようになってきている。登録については、2000 年に初めて 2 件登録され、2004 年以降は、登録件数が 10 件を超えている。この間の登録までの平均期間は 748 日で、登録率は 44% である。位置商標の登録はドイツ国籍が 48% (29 件) であり、次いで、米国籍が 26% (16 件) である。全体では登録の 69% が欧州各国を出願人国籍としている。

図 7-3 CTM における位置商標の出願件数及び登録件数の推移

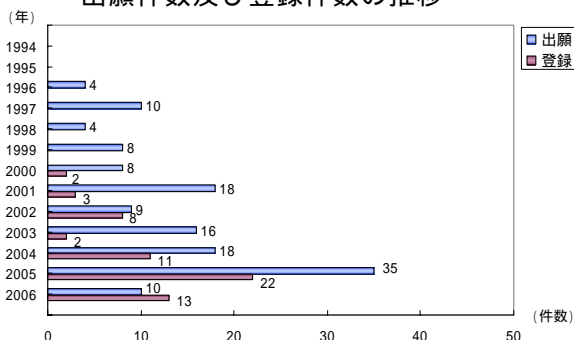


図 7-4 CTM における位置商標の登録件数の国籍別割合 (1994 年 ~ 2006 年合計)

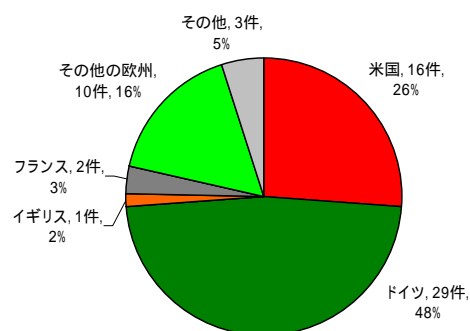


表 7-2 CTM における位置商標の出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願			4	10	4	8	8	18	9	16	18	35	10	140
登録							2	3	8	2	11	22	13	61

第8節 トレードドレス

トレードドレスについては、米国、OHIM、イギリス、ドイツ及びフランスにおいて、出願・登録（公告）がされている。

出願・登録件数共に、米国が多く、他の国・機関の出願件数を大きく引き離している。登録率については、イギリス及びドイツの登録率が100%であり、登録率が最も低い米国においては50%であった。また、どの国・機関においても母国（OHIM については欧州）からの出願が多いが、OHIM については米国を出願人国籍とする出願・登録が多い。

1. 米国

トレードドレスの出願の総数は256件であり、登録の総数は128件である。出願については、1990年代は10件から20件程度の出願が継続してあり、2002年以降は毎年25件以上の出願がある。2006年の出願件数は51件に伸びている。登録については、5件から20件程度を推移している。この間の登録までの平均期間は783日で、登録率は50%である。トレードドレスの登録は米国国籍が92%（118件）を占めている。わずかではあるが、ドイツ国籍、フランス国籍の出願、登録もみられる。

図 8-1 米国におけるトレードドレスの出願件数及び登録件数の推移

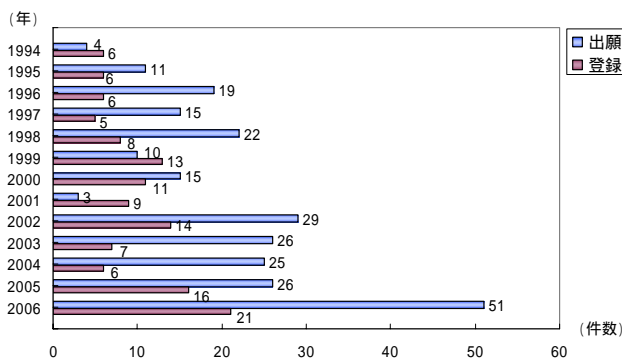


図 8-2 米国におけるトレードドレスの登録件数の国籍別割合（1994年～2006年合計）

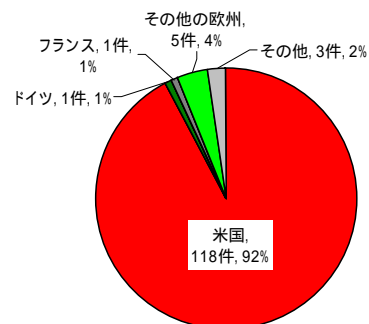


表 8-1 米国におけるトレードドレスの出願件数及び登録件数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
出願	4	11	19	15	22	10	15	3	29	26	25	26	51	256
登録	6	6	6	5	8	13	11	9	14	7	6	16	21	128

第9節 その他の非伝統的商標

1．触覚商標

触覚商標については、調査対象国・機関のうち、米国と OHIM において出願・登録がされている。

出願件数については、米国の出願件数が多く 40 件を超えているが、OHIM では 4 件にとどまっている。登録件数についても、米国が多く 26 件であるが、OHIM の登録は 4 件にとどまっている。登録率については、OHIM の登録率が最も高く 100% の登録率であるが、米国においては 58% である。また、米国においてはすべて米国国内からの出願であり、OHIM についても欧州からの出願が多い。

2．ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標

ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標については、調査対象国・機関のうち、イギリスにおいて出願がされている。

イギリスでは、1995 年に 2 件の出願があり、1 件登録されている。これらの出願は、イギリスを出願人国籍としている。

3．味覚商標

味覚商標については、調査対象国・機関のうち、OHIM において出願がされている。OHIM では、2000 年に 1 件出願があるが登録はされていない。この出願は、米国を出願人国籍としている。

第3章 外国諸国の非伝統的商標の出願・登録実態

第1節 非伝統的商標の登録・拒絶事例

1. Intel Corporation の音響商標の例

米国において、米国を国籍とする企業である Intel Corporation の音響商標が登録されている（登録番号 2315261 出願日 1997 年 7 月 29 日）。この商標は、商標の表示として、商標の説明（Description of Mark）の欄に「商標は、D フラット、D フラット、G、D フラット及び D フラットの音符の連続する 5 音で構成される。」と記載されている。指定商品役務の区分は、第 9 類である。同社は、同様の出願を、OHIM（登録番号 3481744 出願日 2003 年 10 月 30 日）、イギリス（登録番号 2147828 出願日 1997 年 10 月 13 日、出願番号 2403603 出願日 2005 年 9 月 26 日）、ドイツ（登録番号 39749451 出願日 1997 年 10 月 16 日）、フランス（登録番号 97 69975 出願日 1997 年 10 月 16 日）及びオーストラリア（登録番号 844282 出願日 2000 年 7 月 28 日）に行っており、すべて登録されている。

2. Orange Personal Communications Services Limited の色彩のみからなる商標の例

イギリスにおいて、イギリスを国籍とする企業である Orange Personal Communications Services Limited の色彩のみからなる商標が登録されている（登録番号 2057893A 出願日 1996 年 2 月 22 日）。この商標は、商標の表示として、商標（Mark）の欄に「商標は、Panatone®151 番のオレンジ色で構成され、この顕著な色は、包装や宣伝、販売促進用の品物の目に見える表面に付される。」と記載されている。指定商品役務の区分は、第 9 類と第 38 類である。同社は、同様の商標の出願を、OHIM、フランス（登録番号 01313765 出願日 2000 年 9 月 11 日、登録番号 04330446 出願日 2004 年 7 月 21 日、登録番号 053399099 出願日 2005 年 12 月 21 日、登録番号 053399097 出願日 2005 年 12 月 21 日）及びオーストラリア（登録番号 795001 出願日 1999 年 5 月 24 日）に行っているが、OHIM でのみ拒絶されている（出願番号 1866417 出願日 2000 年 9 月 11 日）。

第2節 出願・登録手続等の実情

調査対象国における非伝統的商標に関する出願・登録手続等の実情、伝統的商標との差異の有無を明らかにするため、出願前の先行登録商標の調査方法、出願手続、登録に至るまでの手続、出願の多い業種等について、現地代理人を通じて文書にて調査した結果を紹介する。なお、調査の方法としては、非伝統的商標の実務に通じていると考え得る代理人を各国・機関毎に選定し、調査票を送り回答を回収する方法を採った。

各国代理人からの回答を分析すると、以下の傾向が抽出できると考えられる。

(1) 非伝統的商標全般

伝統的商標に比べて非伝統的商標の商標権取得については不便を感じるとの回答が多数ある。具体的には、識別力獲得の証拠に関する費用がかさむ、審査期間が長い、非伝統的商標の種類によっては不便、非伝統的商標の調査結果が一貫せず不安定が挙げられる。一方、不便を感じないとする回答もある。

非伝統的商標の審査期間については、伝統的商標に比べて長くなる実情がある旨の回答が多い。

非伝統的商標の出願前調査については、有効な調査方法がない旨の回答が多数を占める。また、検索の際にウィーン図形分類を色彩のみからなる商標、音響商標のサーチに利用している、ウィーン図形分類によるサーチを勧めないとの回答があり、非伝統的商標の出願前調査については、有効な調査方法もなくまた標準的な調査方法もない実情が伺える。

非伝統的商標の出願件数は、音響商標、色彩のみからなる商標については増加が予想されるとの回答があり、その他の非伝統的商標（匂い商標、味覚商標）についてはガイドライン等により保護の条件が明確化されることを条件として出願の増加が予想されるとの回答がある。

(2) 非伝統的商標別の出願人の主な業種

音響商標の出願人の主な業種としては、通信、金融保険、コンピューター関連、食品関連の業種が多い。

色彩のみからなる商標の出願人の主な業種としては、特定の業種が多く出願している実情は見受けられず、業種が偏らず幅広く分布している。

ホログラム商標の出願人の主な業種としては、化粧品、医薬品関係の業種が多い。

動く商標の出願人の主な業種としては、特定の業種が多く出願している実情は見受けられないことから、大きな特徴は見出せない。

トレードドレスの出願人の主な業種としては、出願自体が多い米国からあらゆるカテゴリーであるとの回答があり、その他の国・機関でも業種を特定できる実情は見受けられない。

味覚商標の出願人の主な業種としては、製薬関連との回答がある。

匂い商標の出願人の主な業種としては、化粧品関係の業種との回答がある。

位置商標の出願人の主な業種としては、幅広く分布している影響からか、回答がないものが多く、特定できない。

触覚商標の出願人の主な業種としては、特定できないとの回答があり、特徴を見出せない。

ジェスチャー商標の出願人の主な業種としては、情報が特になく特徴が見出せない。

第4章 非伝統的商標の今後の出願動向の分析

第1節 非伝統的商標別分析

非伝統的商標の保護については商標ごとに以下のような特徴があった。

1. 音響商標

音響商標は、米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM、オーストラリア及び台湾において出願・登録がされており、件数も他の非伝統的商標に比較すると多い方であった。特に米国、ドイツでは他の国・機関よりも出願・登録件数が多く、毎年継続して出願されている。登録された音響商標の指定商品・役務の区分は第9類（機械関係）、第41類（娯楽関係）、第38類（通信関係）が特に多く、代理人への質問調査によると、主な出願人の業種は通信、コンピューター関連、食品関連等の業種が多い旨回答があった。これらを総合的に勘案すると、音響商標については、今後も引き続き各国で出願され、出願件数が増加するものと考えられる。特定の商品・役務での需要、特に、通信やコンピューター関連分野での出願が推測され、今後もこの傾向続くものと考えられる。

2. 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標は、米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM及びオーストラリアにおいて出願・登録がされており、台湾においては、出願のみされていた。件数については、非伝統的商標のなかで一番多かった。OHIM、米国、フランスにおいては出願件数も多く、継続して出願されている。一方、OHIMでは、出願件数に比べて登録率が19%であり、米国（54%）と比べて低くなっていた。登録された色彩のみからなる商標の指定商品・役務の区分は、国によってばらつきがあるものの、イギリス及びドイツにおいて第9類が多く、オーストラリアでは役務が多かった。また、代理人への質問調査によると、出願人の業種が幅広く分布しており特定の業種が多く出願している等の特徴を見いだせなかった。

色彩のみからなる商標は、視認することのできる商標と考えられ、出願人及び第三者が出願・登録にかかる色彩を特定することが容易になっている点も、出願件数の多さに影響しているものとも考えられる一方で、色彩のみからなる商標については、本来的には識別力がないとする立場の裁判例が米国（Qualitex co. v Jacobson Products Co.事件）、欧州（Libertel Group BV事件）にあり、その影響により、高い登録率を期待できないという側面もある。これらを総合的に勘案すると、色彩のみからなる商標については、今後も引き続き各国で様々な分野での出願が続くものの、出願件数は横ばいではないかと思われる。また、登録率が飛躍的に上がるような要因は見いだせないことから、登録件数が伸びるとは想定し難いと考えられる。

3. ホログラム商標

ホログラム商標は、米国、OHIM、イギリス、ドイツ、フランス及びオーストラリアにおいて出願・登録がされていた。特に、フランスでは他の国・機関より出願・登録件数が多く、毎年継続的に出願されている。フランス、米国及びOHIMでは比較の出願件数が多いが、イギリス及びドイツでは調査期間中の出願・登録件数の合計が数件と非常に少なく、国・機関

によりばらつきがある。登録されたホログラム商標の指定商品・役務の区分については、国・機関によってばらつきがみられたが、代理人への質問調査では、主な出願人の業種は化粧品、医薬品関係の業種が多いとする回答があった。

現地代理人の質問調査によると、幾つかの国ではホログラムを願書等に写實的に表現することが難しいことが出願件数の少ない要因の一つであるとの回答があった。また、OHIMのガイドラインのドラフトでも写實的表現の要件を満たすことが困難である旨記載されている。

以上を総合的に勘案すると、ホログラム商標については、フランス、米国においては今後も引き続き同じような推移で出願されるものと考えられるが、他の国・機関では、願書上の商標の写實的な表現方法の確立(ガイドラインの発表、新技術の出現等)がなければ、出願・登録件数が増加する事態は想定し難い。

4．匂い商標

匂い商標は、米国、OHIM、イギリス及びフランスにおいて出願・登録がされていたが、ドイツ及びオーストラリアでは出願されていたものの登録されていなかった。一方、米国では他の国・機関よりも多く出願・登録がなされていた。登録された匂い商標の指定商品・役務の区分は、第3類及び第16類が比較的多く、各国の代理人の質問調査からは、主な出願人の業種は医薬品、香料、化粧品、サービス関係との回答があった。

米国においては現段階において出願・登録件数に影響する要因も見当たらないことから、今後も引き続き同じような推移で出願・登録されるものと考え得る。

しかしながら、OHIM及び欧州各国では、2002年のSieckmann事件で欧州司法裁判所(European Court of Justice)より、現在のところ実質的には匂いを写實的に表現(Graphical representation)する方法がない旨判示されている影響により、匂い商標を登録することが非常に難しい状況にある。このため、願書上の商標の写實的な表現方法の確立(判例の蓄積、ガイドライン等の発表)等がなければ、出願・登録件数が非常に少ない状態が続くものと考えられる。

5．動く商標

動く商標は、米国、イギリス、ドイツ、OHIM及びオーストラリアにおいて出願・登録がされていた。出願件数の総数については、どの国・機関も50件未満であったが、オーストラリアは特に少なかった。登録された動く商標の指定商品・役務の区分は、第9類が一番多く、第29類、第30類及び第38類等もあった。各国の代理人の質問調査の回答からは特定の業種の出願人が多く出願している実情は見受けられないことから大きな特徴を見いだせなかった。米国、イギリス、ドイツ、OHIM及びオーストラリアにおいて、引き続き同じような推移で出願・登録が行われるものと考えられる。

6．位置商標

位置商標は、米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM及び台湾において出願・登録されていた。出願・登録件数は非伝統的商標のなかで2番目に多かった。特に米国では他の国・機関よりも出願・登録件数が非常に多く、毎年継続して出願されていた。各国代理人への質問調査からは、出願人の業種が幅広く分布しており特定の業種が多く出願している等の特徴を見いだせなかった。位置商標については、現実に登録されているにもかかわらず、

出願手続の詳細の記載を規則やガイドラインに明記した箇所が見受けられない国が多かった。米国、イギリス、ドイツ、フランス、OHIM 及び台湾において、引き続き同じような推移で出願・登録されるものと考えられる。

7．ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標

ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標は、イギリスで2件出願されており、1件登録されていた。ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標はそれ自体があまり商標の一つとして普及していないものと考えられ、今後多く出願・登録されることは現段階では想定し難い。

8．トレードドレス

トレードドレスは、米国、OHIM、イギリス、ドイツ及びフランスにおいて出願・登録がされていた。特に米国の出願・登録件数が他の国・機関を大きく引き離し、毎年継続して出願・登録されていた。OHIM においても、毎年継続的に1から4件以下であるが出願されていた。各国代理人からの質問調査では、特定の業種が多く出願している等の特徴を見いだせなかった。米国、OHIM、イギリス、ドイツ及びフランスにおいて引き続き同じような推移で出願・登録されるものと考えられる。

9．味覚商標

味覚商標は、OHIM で出願がされていたが、登録されていなかった。味覚商標はそれ自体があまり商標の一つとして普及していないものと考えられ、今後多く出願・登録されることは現段階では想定し難い。

10．触覚商標

触覚商標は、米国と OHIM のみで出願・登録がされていた。米国においては、毎年継続的に出願がされているものの、合計でみた出願件数は多くはなく、また、触覚商標はそれ自体があまり商標の一つとして普及していないものと考えられ、今後多く出願・登録されることは現段階では想定し難い。

第2節 調査対象国・機関別分析

非伝統的商標の保護については国・機関ごとに以下のような特徴があった。

1．米国

米国では、音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、匂い商標、動く商標、位置商標、トレードドレス、触覚商標の出願・登録されていた。特に、音響商標、位置商標、トレードドレスの出願・登録件数が他の国・機関と比較して著しく多く、ほとんどの非伝統的商標が毎年継続して出願されていた。現段階では今後変化を与える要因も見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

2．イギリス

イギリスでは、音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、匂い商標、動く商標、位置商標、トレードドレス、ジェスチャー（あるいはパントマイム）商標が出願・登録されていた。どの種類の商標の出願・登録件数も多いとはいえないが、特にホログラム商標及び匂い商標の出願・登録件数は他国に比べると少ない。ホログラム商標及び匂い商標の適切な写実的表現の方法が確立されること、OHIMを中心とした欧州でのプラクティスを変更すること以外、現段階では今後変化を与える要因も見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

3．ドイツ

ドイツでは、音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、動く商標、位置商標、トレードドレス、トレーサーマークの出願・登録があり、匂い商標は出願されているものの登録がない。音響商標、動く商標については他国と比べ突出したものとまではいえないが、比較的多くの出願・登録件数がある。トレーサーマークについてはドイツの商標制度特有のものと考えられる。匂い商標の適切な写実的表現の方法が確立されること、OHIMを中心とした欧州でのプラクティスを変更すること以外、現段階では今後変化を与える要因も見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

4．フランス

フランスでは音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、位置商標、トレードドレスの出願・登録がされており、匂い商標についてはステータス上現在登録となっているものはなかった。他の国と比較するとホログラム商標の出願件数が著しく多い点が特徴である。匂い商標の適切な写実的表現の方法が確立されること、OHIMを中心とした欧州でのプラクティスを変更すること以外、現段階では今後変化を与える要因も見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

5．欧州共同体商標意匠庁（OHIM）

OHIMでは、音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、匂い商標、動く商標、位置商標、トレードドレス、触覚商標につき出願・登録されており、味覚商標については出願されていたが、登録されていなかった。色彩のみからなる商標、位置商標の出願件数が他

の国・機関と比べて多かった。匂い商標の適切な写実的表現の方法が確立されること以外、現段階では今後出願件数に特に影響を与える要因は見当たらず、現段階では今後変化を与える要因も見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

6．オーストラリア

オーストラリアでは、音響商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標、動く商標の出願・登録がされていた。匂い商標については出願されたが、登録されていない。音響商標、色彩のみからなる商標の出願・登録件数が、同国内での他の非伝統的商標と比較して多かったが、他国・機関と比較しても目立って出願件数が多いものとは言い難い。音響商標については若干増加傾向にあると考えられる。その他の商標については、ホログラム商標、匂い商標の適切な写実的表現の方法が確立されること以外、今後変化を与える要因が見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

7．台湾

台湾では、音響商標、位置商標の出願・登録がなされていた。色彩のみからなる商標については、出願はなされたが、現段階では登録されていない。他国に比べて出願件数はそれほど多くない。現段階では、今後変化を与える要因が見当たらず、この傾向が続くものと考えられる。

8．韓国

韓国では 2007 年 7 月以降に色彩のみからなる商標、ホログラム商標、動く商標を保護するようになり、代理人を通じて調査を行ったがホログラム商標が 1 件出願されている以外、出願件数等について把握できなかった。